

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

目 次

- ◇ 告 示 保険医療機関等の指定(保険課)
土地改良事業の認可申請の適否の決定(農村整備課)
県営土地改良事業の工事の完了()
生産事業者の登録の失効(森林保全課)
開発行為に関する工事の完了(都市計画課)
- ◇ 教 委 告 示 定例教育委員会の招集(総務課)
- ◇ 公 安 告 示 遊技機の型式の検定(生活安全企画課)
- ◇ 公 告 平成十年度鳥取県職員採用試験(大学卒業程度)の実施(人事委員会総務課)

告 示

鳥取県告示第七十八号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第八十七号)第二条の規定により、次のとおり告示する。

平成十年三月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
後藤歯科医院	鳥取市扇町五八	平成十年三月二日
千代医院	西伯郡西伯町大字落合二八一	平成十年三月十三日
門脇薬局	西伯郡大山町末長二八三―三	平成十年三月二日
溝口薬局	日野郡溝口町溝口二四二―一	平成十年三月十五日

鳥取県告示第七十九号

米子市が行う土地改良事業(一般農道整備事業和田地区農道整備)の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成十年三月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間
平成十年三月十八日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所
米子市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に申し出ること。

鳥取県告示第百八十号

県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百十三条の二第三項の規定により告示する。

平成十年三月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

土地改良事業の名称	県営ため池等整備事業長和田地区ため池等整備
工事完了年月日	平成十年一月二十一日

鳥取県告示第百八十一号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十四条第一項の規定に基づき、次の生産事業者の登録が失効したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。

平成十年三月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

登録番号	87
生産事業者の氏名	西尾 正一
生産事業者の住所	八頭郡佐治村大字 加瀬木二七四
生産事業の内容	穂の採取並びに 幼苗及び幼苗以外の苗木の育成
事業所の名称	西尾 正一 苗畑
事業所の所在地	八頭郡佐治村大字 加瀬木

237	208	128	122	113	100
浮田 貞江	武田まり子	林田きくの	林田 寿男	寺坂 邦雄	坂田 匡
八頭郡智頭町大字 三吉二五五	八頭郡智頭町大字 芦津二五三	八頭郡智頭町大字 穂見八四	八頭郡智頭町大字 穂見一八八	八頭郡智頭町大字 真鹿野四二九	八頭郡智頭町大字 駒帰一六一一
〃	〃	穂の採取並びに 幼苗及び幼苗以外の苗木の育成	幼苗及び幼苗以外の苗木の育成	〃	〃
浮田 貞江 苗畑	武田まり子 苗畑	林田きくの 苗畑	林田 寿男 苗畑	寺坂 邦雄 苗畑	坂田 匡 苗畑
八頭郡智頭町大字 三吉	八頭郡智頭町大字 芦津	八頭郡智頭町大字 穂見	八頭郡智頭町大字 穂見	八頭郡智頭町大字 真鹿野	八頭郡智頭町大字 駒帰

鳥取県告示第百八十二号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成十年三月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 開発許可の年月日及び番号
平成九年十月二日 鳥取県指令米土維十第十七号
- 二 開発区域に含まれる地域の名称
米子市米原六丁目
- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市西福原六丁目二二二八
田 湖 明

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第六号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成十年三月十七日

鳥取県教育委員会委員長 岡 田 謙

- 一 日時 平成十年三月二十日(金) 午前十時
- 二 場所 鳥取市東町一丁目二七一 鳥取県庁教育委員会教育委員室
- 三 議題
 - 1 平成九年度末公立学校教職員人事について
 - 2 その他

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第二十号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十二号)第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和六十年国家公安委員会規則第

四号)第九条第一項の規定により告示する。

平成十年三月十七日

鳥取県公安委員会委員長 松 本 敏

遊技機の種類	遊技機の区分	型式名	製造業者名	検番号	有効期間	申請者	
						氏名	住所
ぱちんこ遊技機	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ該当機	柔キッズ2	京楽産業株式会社	700437	平成10年3月17日から3年間	株式会社ニューギン	名古屋市中村区鳥森町三丁目56
ぱちんこ遊技機	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ該当機	CRわくわく探検5	株式会社ニューギン	800029	平成10年3月17日から3年間	新井 悠司	名古屋市中川区尾頭橋三丁目20-8

申請者	氏名又は名称	株式会社三共			
	住所	桐生市境野町六丁目460			
遊技機の種類	遊技機の区分	型式名	製造業者名	検定番号	有効期間
	ばちんこ遊技機	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ該当機	フイアーバーナーモンGX	株式会社三共	800047
申請者	氏名又は名称	株式会社メーカー販売			
	住所	宜野湾市大謝名71			
遊技機の種類	遊技機の区分	型式名	製造業者名	検定番号	有効期間
	ばちんこ遊技機	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ該当機	CR乙姫X	株式会社メーカー販売	800014
申請者	氏名又は名称	アイジーケージャパン株式会社			
	住所	東京都港区愛宕一丁目3-4			
遊技機の種類	遊技機の区分	型式名	製造業者名	検定番号	有効期間
	回胴式遊技機	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号該当機	エビゾー	アイジーケージャパン株式会社	740302
申請者	氏名又は名称	株式会社オリソピア			
	住所	東京都台東区東上野二丁目11-7			
遊技機の種類	遊技機の区分	型式名	製造業者名	検定番号	有効期間
	回胴式遊技機	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号該当機	ファンキーキャット2	株式会社オリソピア	740411

申請者	氏名又は名称	エレクトロコインジヤパン株式会社		
	住所	東京都港区浜松町一丁目10-11		
法人にあってはその代表者の氏名		ジョン・スタジ耐德ス		
遊技機の種類	遊技機の区分	型式名	製造業者名	検定番号
	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号該当機	型 式 名	エレクトロコインジヤパン株式会社	740413
回胴式遊技機		遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号該当機	メーカー	有効期間
				平成10年3月17日から3年間

公 告

職員の任用に関する規則（昭和27年12月鳥取県人事委員会規則第11号）第17条第1項の規定に基づき、採用試験について、次のとおり公告する。

平成10年3月17日

鳥取県人事委員会委員長 坂 田 賢 一 郎

1 試験の名称

平成10年度鳥取県職員採用試験（大学卒業程度・平成10年6月採用予定）

2 試験の区分及び採用予定者数

試験の区分	採用予定者数
電 気	2 名
農 業	1 名
畜 産	1 名

（注）採用予定者数については、今後の欠員等の状況により変更になる場合がある。

3 対象となる職

知事の事務部に勤務する行政職給料表2級相当程度の職

4 給与

この試験に合格し、採用された者には、給料のほか諸手当が支給される。

5 受験資格

次のいずれをも満たす者とする。

- (1) 昭和39年4月2日から昭和51年4月1日までに生まれた者であること
- (2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定に該当しない者であること
- (3) 試験の区分の農業又は畜産を受ける者については、日本国籍を有するとともに、農業改良助長法（昭和23年法律第165号）第14条の3に規定する改良普及員の資格（農業改良普及員に係るもの又は基礎選択項目が農業経営であるものに限る。）を有すること。

6 第一次試験

(1) 試験種目

教養試験（多枝選択式）及び専門試験（多枝選択式）とする。

なお、各試験の区分の出題分野は、次のとおりとする。

ア 教養試験

試験の区分	出 題 分 野
全試験区分	社会科学、人文科学、自然科学、文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈

イ 専門試験

試験の区分	出 題 分 野
電 気	数学・物理、電磁気学、電気回路、電気計測・制御、電気材料、電子工学、電力工学、通信工学
農 業	栽培学汎論、作物学、園芸学、育種遺伝学、植物病理学、昆虫学、土壤肥科学、植物生理学、畜産一般、農業経済一般
畜 産	家畜育种学、家畜繁殖学、家畜生理学、家畜飼養学、家畜栄養学、飼料学、家畜衛生学、畜産物利用学、農業経営一般

- (2) 試験の期日
平成10年4月19日(日)
- (3) 試験の場所
鳥取県庁本庁舎 鳥取市東町一丁目220
人事労務会館 東京都品川区大崎二丁目4-3
大阪ガーデンパレス 大阪市淀川区西宮原一丁目3-35
- 7 第二次試験
 - (1) 試験種目
論文試験、適性検査、面接試験及び身体検査
 - (2) 試験の期日
平成10年5月17日(日)
 - (3) 試験の場所
鳥取県庁第二庁舎 鳥取市東町一丁目271
- 8 合格者の発表
 - (1) 第一次試験合格者
平成10年4月28日(火)(予定)に鳥取県庁本庁舎及び第二庁舎の1階掲示板にその受験番号を掲示して発表する。
なお、受験者全員に結果を書面で通知する。
 - (2) 最終合格者

平成10年5月26日(火)(予定)に鳥取県庁本庁舎及び第二庁舎の1階掲示板にその受験番号を掲示して発表する。
なお、受験者全員に結果を書面で通知する。

- 9 採用の方法
最終合格者は、鳥取県人事委員会が作成する採用候補者名簿に登録された後、任命権者からの提示請求に応じて成績順に提示され、その中から採用が決定される。
なお、採用は、平成10年6月の予定である。

10 受験手続

- (1) 受験申込書の交付
受験申込書は、鳥取県人事委員会事務局、中部及び西部県税事務所、八頭及び日野地方農林振興局、東京及び大阪事務所において交付する。

(2) 受験の申込み

受験希望者は、所定の受験申込書1部に所要事項を記入の上押印し、鳥取県人事委員会事務局に提出すること。(郵便による申込みも可能)
なお、申込みができる「試験の区分」は、一つに限る。

(3) 受付期間及び受付時間

ア 受付期間
平成10年3月23日(月)から同年4月10日(金)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)
なお、郵送による申込みは、平成10年4月10日(金)までの消印のあるものに限り受け付ける。

イ 受付時間

午前8時30分から午後5時まで

11 その他

- (1) 受験手続その他受験に関する問い合わせは、鳥取県人事委員会事務局(鳥取市東町一丁目271 電話0857-26-7553)に行うこと。
- (2) 受験申込書の請求を郵便によって行う場合には速達によることとし、350円分の切手をはった、あて先明記の返信用封筒を同封すること。
- (3) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので、参照すること。